

仙台藩の鷹匠に関する基礎的研究

堀田, 幸義
宮城教育大学教育学部 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/1928642>

出版情報：鷹・鷹場・環境研究. 2, pp.17-37, 2018-03-20. Faculty of Arts and Science, Kyushu University
バージョン：
権利関係：



KYUSHU UNIVERSITY

<論文>

仙台藩の鷹匠に関する基礎的研究

A Basic Study on Falconers of Sendai Han in Japan

堀田 幸義
HOTTA, Yukiyoshi

要旨

藩祖伊達政宗を筆頭に鷹好きの歴代藩主を持つ仙台藩伊達家では、多くの鷹匠たちを下級家臣である「組士」の1つとして組織化していたが、鷹匠組に関する研究は、史料的制約もあって、ほかの組士の研究と同様に進展していないのが現状である。本稿は、こうした状況に鑑み、同藩の鷹匠組とその支配頭などからなる「御鷹方」の概要を押さえ、鷹匠たちに関する基本的な事項について整理したものである。

最初に、鷹匠たちの由緒書から彼らの先祖たちについてまとめ、もともと鷹匠ではなかった「鷹數奇成者」たちや浪人の子どもが仙台藩の鷹匠として召し抱えられた事例を紹介し、近世前期の鷹匠について考察を深めていく。次に、「御鷹方」について、その規模や構成、彼らの身分格式について探り、また、17世紀後半以降に生類憐みの令の影響を受けて仙台藩の鷹匠たちの位置づけが変化していく様子についても明らかにしたい。

最後に、藩命によって「鷹事」を「家業」とする家が成立したのは18世紀に入ってからであることを指摘し、幕臣や他藩の家臣から「鷹術」を学ぶ鷹匠たちの姿について紹介するとともに、「鷹事家業」がどのように継承されていくのか、仙台藩の鳥屋頭を世襲した佐藤家を事例に述べていくことにする。

Abstract

There were the successive lords of the domain in *Sendai Han*, who were fond of hawks and hawking like the founder *Masamune*. *Sendai Han* employed a large number of falconers and organized them as one of *Kumishi* (a group of lower-ranked vassals), which was called *Takajo-gumi*. However, there are few historical materials of *Kumishi*, thus it is difficult to develop academic studies on *Takajo-gumi*. Accordingly, the purpose of this study is to make clear an outline of *Otakakata* which was composed of *Takajo-gumi*, their superiors and so on, and to arrange essential points on falconers of *Sendai*.

Firstly, I summarize the history about falconers' ancestors by using *Yuisho-gaki* (a written document showing the history of a family) of *Sendai Han*, And I develop an understanding about a falconer until the early modern ages by giving the cases that hawk lovers or a child of a masterless samurai, whose ancestors had not been originally falconers, were newly taken into service of *Sendai*. Secondly, I investigate *Otakakata*: the

scale, the organization, and the levels of social status. And I also clarify the process how the positioning of falconers in *Sendai* had been changed since the late 17th century by the influence of *Shorui-Awaremi-no-rei* (ordinances of animal protection).

Finally, I indicate that it was in the 18th century that an occupation as a family business related to hawks or hawking had been established by the order of the domain government. And I add that some falconers who learned *Yo-jutsu* (skills of hawking or taking care of hawks and so on) from shogunate retainers or feudal retainers of other domains. I also describe how the skills had been inherited by an example of the *Sato Family* that successively inherited the post of the chief falconer: *Toya-gashira*.

はじめに

鷹をめぐる東北地方の大名の動向を大名相互もしくは中央権力に対する鷹の贈答を通じて明らかにされた長谷川成一氏によれば、「地方権力が中央政権との接触をもち、中央政権から支配権を承認される場合、東北大名は鷹献上を媒介としたのであって、奥州支配の伝統継承に重要な機能を果たした」という¹。本稿が対象とする仙台藩伊達家にあっては、藩祖伊達政宗の祖父晴宗が奥州探題職への補任に対する礼物として足利將軍家へ鷹・馬・黄金を献上した事例が知られており、政宗の父輝宗は織田信長へ鷹を贈り、政宗自身も豊臣秀吉へと鷹を進上している。そして、江戸時代には「国許之産物」の一つとして仙台藩から幕府へ鷹が献上され続けており、伊達家にとっても鷹は中央政権との結びつきを媒介する献上品であった²。

ただし、戦国～近世の伊達家において行われた鷹の贈答行為を追ってみると、それは中央政権と

だけ行われたわけではなく、他大名家や家臣たちとの間でも鷹が遣り取りされていたことがわかる。例えば、伊達輝宗は、信長へ鷹を贈る前年の天正2年（1574）に「葦名盛氏入道殿止々齋并ニ次郎殿盛隆」へ使者を遣わし「御鷹一居」を贈進しており、同家宿老の「松本太郎行輔」にも「家督相続ノ祝儀」としてやはり「御鷹一居」を贈っている³。天正9年には「上野国新田城主由良信濃守殿国繁」へ使者を遣わし「御鷹一居」を届けており、その際には書状にて伊達家の「御家人等」が「上方往還ノ節、路次無滞様ニ被頼ノ旨」を申し述べている⁴。すなわち、積極的な外交を展開したことで知られる輝宗⁵は、奥羽の地を越え上野国の戦国大名へも協力を依頼し鷹を贈っていたのである。この点に関しては、盛本昌広氏による指摘がすでにある。氏によれば鷹の名産地である奥羽の諸大名は他地域の戦国大名へ鷹を贈与したといい、伊達輝宗が北条氏政に、白川晴綱が北条氏康に、そして、最上義光が徳川家康へと鷹を贈っている⁶。なお、伊達政宗にも徳川家康や前田利家といった豊臣政権を支える人物たちへ鷹を送った例がある⁷。

伊達政宗は無類の鷹好きで有名であるが、彼のもとには各地から鷹が届けられており、伊達家中からの献上だけではなく、最上・国分・葛西・留守など奥羽の戦国大名・国人領主たちからの贈与もあった⁸。一方で、天正16年（1588）9月には政宗が「田村孫七郎」へ「若弟鷹」を贈り、同年11月には「磐城右京大夫」へ「御馬・御鷹」を贈与しており、磐城氏への鷹の贈与は「去ル比佐竹殿・葦名殿ト和睦ノ義御取持ノ御礼」だったという⁹。こうした周辺諸家と伊達家との間の鷹の贈答をみれば、他地域の大名へ贈るだけではなく、もともと奥羽両国の戦国大名や国人たちの間では「御祝儀」や「御礼」として鷹を贈答する慣行が広くみられたのではないかと推察される。戦国時代には、わざわざ人を派遣して奥州産の鷹を求める武将たちがみられたというから¹⁰、奥羽の地に蟠踞する大名・国人らがそれを外交に活か

さない筈はないであろう。

なお、政宗は、自らの家臣に対して鷹を与えることもあり¹¹、鷹は中央権力や他大名家などと接触を図り、相互の結びつきを強める際の贈答品として利用されただけではなく、家中と交流するなかでも下賜されていたことがわかる。献上された「兄鷹」を政宗が実弟の小次郎に与える事例もみられ、親子兄弟間の鷹贈答については、これより先に伊達晴宗も息子の輝宗に「御鷹一居」を贈っている¹²。

すなわち、戦国期に鷹の名産地奥羽の地で霸権を争った伊達家にとって、中央政権への鷹献上だけではなく、他大名家とその家臣、自家の家臣、親子間でも鷹の贈答が繰り返されており、江戸時代になっても徳川将軍家に対する鷹献上や他大名家への鷹贈答¹³は引き続き行われている。また、鷹を好んだ歴代藩主たちは幕府から拝領した久喜の鷹場や奥州領の各地で自ら鷹狩りを実施しており、藩祖政宗が「おりおりの鷹野はなくさみといひながら、民のことわざをも見て國を治めん為なり」と語ったように¹⁴、鷹狩りは領内統治にとっても重要な行為であり、鷹狩りに言寄せた領内巡見は後の藩主にもみられるものである。

では、こうした戦国期以来の鷹をめぐる慣行を支え、仙台藩主たちの鷹狩りを支えた伊達家の鷹匠とはどのような者たちであったのであろうか。同藩の鷹匠は、徒小姓組・徒組・不断組・給主組・名懸組の者たちと同じ組士であるが、組士に関する研究は小林清治氏による名懸衆の研究¹⁵がみられる程度で、概説的に述べられることはあっても、大きな成果が上がっているとはいえないのが現状である。そもそも仙台藩の下級家臣については史料的な制約があり、鷹匠組関連の史料もまとまった形では残存しておらず¹⁶、鷹匠頭や鷹匠組などからなる「御鷹方」については、不明な点も多く検討の余地が残されている。

そこで、本稿では、仙台藩の「御鷹方」の概要を押さえ、鷹匠たちに関する基本的な事項について整理してみたい。まずは、彼ら「御鷹師衆」が

どのような由緒を持った者たちであったのかについてみていくことにする。

1、鷹匠の由緒

(1) 「御鷹師衆」の先祖たち

仙台藩の鷹匠について、彼らの先祖がどのような経緯で伊達家に奉公することになったのか、鷹匠たち全てについてその由緒を探るのは史料的制約から不可能である。ただし、藩士たちそれぞれが書き上げ藩へ提出した知行地拝領の由緒書をまとめた『御知行被下置御帳』(延宝年間<1673~81>に成立)と『御下中衆先祖書牒』(元禄年間<1688-1704>に成立)には¹⁷、一般的「侍衆」とは別に「御鷹師衆」についてまとめた箇所があり、当該記事により知行取の鷹匠家については、その詳細を探ることができる。あくまで鷹匠たちの一部ということになるが、ここで整理してみたい。

最初に、表1をご覧いただきたい。これは、先の両史料によって「御鷹師衆」の各家ごとに知行高や由緒の概略を整理したものである。「先祖由緒」欄をみると、伊達譜代の者やある時期に伊達家の家臣だとわかる者を先祖に持つ家は、全35家のうちのわずか7家に止まっており、葛西・岩城・最上・国分・大崎・田村などといった奥羽の戦国大名家の家臣だった者を先祖に持つ家が16家、新規に召し抱えられた先祖または本人を持つ家が12家となっており、伊達家譜代の家臣という由緒を語る家の方が少ない。

これを裏づけるように、いつの時代に召し抱えられたのかについて整理してみると、藩祖政宗期に召し抱えられた先祖または本人を持つ家が圧倒的に多く、全35家のうち28家までが政宗の時代に召し抱えられたことがわかる。同じく2代忠宗の時代に召し抱えられた先祖または本人を持つ家はわずか2家で、時期が不明の家が5家となっている。

仙台藩の家臣団は1万人規模という全国屈指の多さを誇っているが、その大部分は藩祖政宗期

にすでに召し抱えられていたといわれ、政宗は、豊臣秀吉によって領地を大幅に削減され石高が半減したにもかかわらず、家臣団の整理を行わずに却って増加させたり、あるいは、慶長 5 年（1600）の関ヶ原の合戦を経て戦国の世が終わりを告げて以降も家臣団の拡充を図っている。その結果、北は葛西・天童から南は白川・岩城・蘆名の各氏に至るまで奥州の旧戦国大名の多くを自らの家臣として召し抱えることになる¹⁸。鷹匠の先祖たちもこうした流れのなかで伊達家に奉公するようになった様子が看取できよう。

なお、浪人状態から鷹匠として仙台藩に召し抱えられた者を先祖に持つ家が 8 家あり、全て政宗期の召し抱えである。伊達政宗は没落した戦国大名の遺臣を新規に召し出し、あるいは、上方にも広く人材を求めたことが知られており、何らかの理由で浪人となった他家の旧臣たちを鷹匠として雇い入れてもいたのである。

（2）代官から鷹匠へ

この 35 家の先祖が伊達家に鷹匠奉公するようになった始まりについて調べてみると、全体的な傾向としては「曾祖父」・「祖父」・「親」などが藩祖政宗や 2 代藩主忠宗によって「御鷹師衆に被召出候由」を伝える家が大半を占めている。ただし、これは伊達家に召し抱えられた者自身が鷹匠として召し出されたことを示しているに過ぎず、政宗期以前から鷹匠の家であったことを伝える家は皆無である。もっとも、たとえ「伊達御譜代」や「葛西譜代」などという由緒を伝える家であっても、戦国時代から鷹匠として主家に仕えていたのかどうかについては、すでに由緒書を提出した 17 世紀後半の時点で伝わっていなかったとみられ、『御知行被下置御帳』にも記載がない。

逆に、もともとは鷹匠ではなかった先祖を持ち、ある時点から鷹匠奉公するようになった経緯について述べている家がある。「御鷹師衆」の筆頭に挙げられている「金森三丞」の家（ID1、以下同じ）がそうであり、「半沢金右衛門」の家（3）

もそうである¹⁹。

金森三丞の先祖は「葛西譜代」であったといい、「実父金森彦左衛門」が浪人して「西岩井之内一之関村」にいたところを「伊達古上野殿」を介して政宗に召し出され、「御知行五貫文」を拝領したのだという。この彦左衛門は、その後、西磐井郡や名取郡の代官を数年にわたって務めており、最初から鷹匠として伊達家に奉公し始めたわけではなかった。ところが、病気を患い代官としての勤務ができなくなってしまい、「御奉公不仕罷在候儀恐多奉存」という理由から一ノ関村に設置されることになった「夏御鳥屋」の「御鳥屋守」になりたき旨を言上し、この願いが許され「御鷹師御奉公仕」のことになった。

つまり、彦左衛門は、代官としての奉公が叶わなくなったことをきっかけに、致し方なく鷹匠奉公するようになったのである。ここで注目したいのは、「病人罷成御用勤兼」ねるような人物が「御鳥屋守」になっていること、そして、もともとは代官であったものが急に鷹匠奉公し始めた点である。鷹匠奉公といつても鳥屋の管理者としての「御鳥屋守」であろうから、代官と比べ肉体的にはさほど支障がなかったのだろうが、問題は鷹を飼育する知識を持っていたのかどうかということである。これは、当時の武士たちが鷹に関する知識をどれほど有していたのかということとも関連する問題で、この点については次に紹介する半沢金右衛門の由緒書に興味深い記述がみられる。

（3）「鷹数奇成者」たち

半沢金右衛門の家は「御先祖様伊達御時代」からの家臣であったといい、伊達晴宗が米沢へ居城を移す以前から伊達家に仕えていたことがわかる。金右衛門の「高祖父半沢河内・其子平六・其子雅楽丞」の 3 代にわたり刈田郡の小原に住み、「三騎党と申馬上にて御奉公」していたが、金右衛門の祖父「雅楽丞」の頃に鷹匠奉公し始めることになる。

伊達政宗が岩出山に居城を構えていた頃、雅楽丞は「知行高五貫弐百文」を拝領し、前代から引き続き「馬上並之御奉公」をしていた。ところが、政宗の伏見在番中に豊臣秀吉への献上品として国元から「御鷹十二居」を連れてくることになり、その際、「御鷹師衆」が不足していたため、「御家中不寄誰に御鷹鍛錬成者を可申上由」が岩出山の留主居「屋代勘解由」を通じて命ぜられ、「兼て鷹数奇成者」を申し上げたところ、雅楽丞に白羽の矢が立ち、伏見へと登っていくことになったのである。その道中にて「御鷹」が次々と怪我をしてしまうも、幸い雅楽丞が据えた鷹は無事に上着し、「旅装束之儘にて可罷出由」を仰せつけられ、旅装束のままで秀吉の御前に召し出され、「上意」を賜り「御小袖」を拝領するのであった。こうした事情を聞いた政宗から褒美が与えられ、これ以後、「御鷹師御奉公」することになったのだという。

秀吉への献上品としての「御鷹」であり、その扱いには慎重を要したと思われるが、それを「御鷹師衆」ではない者が連れてくるよう命ぜられたのであり、不足する鷹匠を補う人材を求めるにあたって、鷹匠でなくとも鷹に関する知識を持ち鷹の扱いに慣れた家臣がいることを前提に話が進んでいった様子が読み取れる。つまり、当時は、「御鷹師衆」以外の家臣のなかにも「御鷹鍛錬成者」や「鷹数奇成者」がいたのであり、「馬上並之御奉公」をする武士が鷹匠に代わることも可能だったのである。

この半沢雅楽丞以外にも同じような事例はみられる。例えば、伊達家が米沢を本拠地としていた頃、「葛西侍」の一人であった「仏坂兵庫」は、政宗の「御鷹数寄」を知り、自分も「鷹数寄」であったため、自らの知行地である仏坂村から出た「兄鷹一居」を米沢まで持参し献上している。後に兵庫はこの縁によって葛西家が没落した後で伊達家に召し抱えられることとなり、兵庫の屋敷の近所に「御鷹部屋」が建てられ鷹匠奉公し始めることになるのであった²⁰。兵庫が葛西家に奉

公していた段階で鷹匠であったのか判然としないが、「鷹数寄」とあるところをみると、鷹匠奉公しているわけではないが「鷹数寄」がこうじて鷹に関する知識を持っていたのではないかと思われる。

(4) 近世前期の鷹匠たち

『伊達世臣家譜』によれば、最上家に仕えた「矢野藏人某」は後に浪人となり、その子「又左衛門重成」は14歳の時に仙台藩の「鷹匠組士」として召し抱えられている。重成は万治元年（1658）7月12日に没した2代忠宗に殉死しており、享年65歳であったというから、彼が14歳の頃というのは17世紀初頭、藩祖政宗期の慶長年間（1596～1615）のことである。つまり、17世紀初頭の時点で浪人の子供であった重成はわずか14歳にして鷹匠奉公を開始したことになる。

この矢野重成と同じような事例を半田家にも見出すことができる。半田家の家譜によれば、建長2年（1250）に「奥州伊達信夫両郡目代」となった右兵衛資光を祖に持ち、「伊達郡飯田邑」に住んだことで飯田を名乗った飯田家は、5代「参河資知」が伊達家9代政宗に、6代「修理資定」は10代氏宗に、7代「山城資長」が11代持宗に仕え、9代「遠江信胤」は「文明中善騎射、数戦有功」という伊達家譜代の家臣で、10代「山城宗資」は伊達家11代持宗から「諱字」を賜り後に13代尚宗に仕え、11代「紀伊宗親」は尚宗から「諱字」を賜ったと伝えられている。12代「周防資親」は14代植宗に仕え、子どもがなく「松岡美濃時秀次男」を嗣となし、これを「尾張家秀」と称すが、16代輝宗期に罪を犯し改易処分を下されてしまう。そして、「家秀子次郎左衛門時重」が「放鷹術」に長けていたことから、「慶長中貞山公之時」に「百石之禄」を以て「鷹匠士」として召し出され、これ以後、同家では鷹匠奉公することになった。家譜に「由是世以為業、改族半田氏」と記すところをみると、半田家の先祖たちはもともと鷹匠奉公していなかったと思われ、

従来から鷹匠奉公していたわけではない浪人の子どもであっても「放鷹術」を身につけていたことがわかる²¹。

一説には、中世の武士にとって鷹を使うことは源平の時代からの武家の習いであったといい、室町時代の京都の武士たちにとっては初対面の者との話題は天気と馬と鷹の話題を選ぶのが良いとされ、馬や鷹に関する知識は常識的なものであったという²²。また、中野等氏によれば、石田三成は上杉景勝に対して秘蔵の鷹を進上し、書状にて鷹に関するかなり細かな情報を書き送っており²³、中世・戦国期の武士たちにとっては鷹の知識は当然の習わしであったのかもしれない。

豊田寛三氏によれば、豊後国岡藩の鷹匠には先祖が肥後国や摂津国からやって来たとされる家があるといい、福田千鶴氏によれば、福岡藩の御鷹方に勤務した周防家の史料には安芸広島・肥後・筑後柳川から来て新規に召し抱えられた鷹匠の存在を確認でき、氏は、「鷹匠の技術が家業化する前史として、近世前期の鷹匠が流動的な存在であったこと」を指摘されている²⁴。確かに、仙台藩の鷹匠家にも、表1にまとめた和田家(9)や金子家(23)のように、他国からやって来た者を先祖に持つ家はみられる。

福田氏は、先の指摘に続けて、「それが、狩猟という本来の行動様式に起因するものなのかどうかは他の史料による裏づけが必要だが」云々とされており、もともと鷹匠である人物が安芸広島・肥後・筑後柳川からやって来て福岡藩に新規に召し抱えられたことを想定されているように読めるが、本稿で注目したいのは、福岡藩にやって来た人物がそもそも鷹匠であったのかどうかという点である。前述したように、「鷹数寄」の侍が新たに鷹匠奉公し始めるという事例があることを考慮すると、別の可能性も指摘できよう。

つまり、当時の武士たちはある程度の鷹の知識を皆が常識的に持っていたが故に、流動性の高い戦国時代の武家社会にあって、たとえ主家を去ったり浪人したとしても、結果的に鷹匠として生き

る道が残されていたという可能性である。もちろん、常識的といつても個人差があった筈ではあるが、例えば、他国から流れてきた人物が、ある程度の鷹についての知識があり、実際に鷹を扱える武士であったならば、まずは鷹匠として召し抱えるということはなかったのか。

ここでは、これ以上の考察はできないが、「鷹数寄」の者やさほど「鷹術」を身につけていたとも思われない年若き浪人の子どもが鷹匠組に新たに召し出されている事例をみると、近世前期の大名家にあって、「鷹匠」とは、果たして鷹や放鷹について熟知した者たちのみであったのか疑問がないわけではない。

寛永13年(1636)年3月7日付けの伊達忠宗黒印状には「惣別鷹師共只今迄鷹ニ付如在候、取分縦令念を入其内鷹之道をも心懸能鷹師出来候者それそれニ可召仕候、其内如在仕者於有之者可為曲事候間、右之通急度具可申渡候」と記されており²⁵、2代藩主忠宗は「鷹師共」の「鷹ニ付」での手落ち・手抜かり・懈怠(「如在」)を戒め、かつ、「鷹之道をも心懸能鷹師」を求めていたことがわかる。これは裏を返せば、当時の仙台藩には「鷹之道」を極めていない「鷹師」たちが大勢いたことを物語る文言であろう。本当の意味で鷹の専門職たる鷹匠がいつから大半を占めるようになるのか、そして、「鷹術」を伝えることを家職とするいわゆる鷹の家が、いつ頃、どのようにして形成されてくるのか、この点も探ってみる必要があるのではないだろうか。

2、仙台藩の「御鷹方」

(1) 組織の概要

①規模と構成

さて、ここで仙台藩の「御鷹方」についての概要を押さえておこう。まず、「御鷹方」の人数をみれば、その多くが鷹匠組士で占められている。『御知行被下置御帳』に記載された知行取の「御鷹師衆」は28人(28家)であるが、鷹匠組士の大半が俸禄取で、鷹匠組士全体の人数は、17世

紀後半時点では 230～240 人規模、18 世紀後半以降は 160 人規模となり、幕末には 110 人台まで減少することになる（表 2 を参照のこと）。藩政初期からみれば幕末にかけて半分以下に減らされているが、江戸幕府の鷹匠が定員 44 名であった²⁶ のに比べれば、かなりの人数であったことがわかる。そして、彼ら鷹匠組士の上に峙頭（鳥屋頭）、峙頭（鳥屋頭）の上に鷹匠頭、更にその上に鷹申次という役職が設けられており、それぞれ家格平士以上の者たち 1～数人が選出され、その任に当たっている。この他、鷹匠頭の支配下に鳥見横目数十人が置かれている。

②峙頭（鳥屋頭）

「鷹師共」を束ねる立場にある者はもともと「御鷹師頭」・「御鷹匠頭」と呼ばれており、例えば、藩祖政宗の時代には、佐藤長左衛門家信が世子忠宗に附けられ「御鷹師頭」を命ぜられている。ところが、4 代藩主綱村の延宝 5 年（1677）にそれまでの「御鷹師頭」・「御鷹匠頭」とは別に鷹匠頭を設置することになり、従来の「御鷹師頭」・「御鷹匠頭」は「御鳥屋頭」と「銘目」を変更されている²⁷。以後、仙台藩では、鷹匠頭の家ではなく、この峙頭（鳥屋頭、以下、鳥屋頭と表記）を務める家が「鷹術」を伝えていくことになる（後述）。なお、元禄 4 年（1691）1 月 22 日の時点では「堀源兵衛」・「佐藤正右衛門」・「佐藤長左衛門」・「石川七左衛門」の 4 人が「鳥屋頭」を務めていたことがわかる²⁸。

『肯山公治家記録』貞享 4 年 11 月 20 日条によれば、仙台藩領の狩場は元来 4 つに区分され 4 人の「鳥屋頭」がそれぞれ支配する決まりであったというが、貞享 4 年（1687）頃は「佐藤長左衛門」が一人で支配していたため、旧例に復すことが命ぜられている²⁹。また、『刑罰記』によれば、元文元年（1736）、「御鳥屋頭」の「佐藤五之助」・「石川軍左衛門」の両名が「勤方不宜」を理由に処罰されており、処罰理由から鳥屋頭の日常的な業務内容が判明する³⁰。すなわち、鳥

屋頭のうち「御用前之者」は「朝飯後 8 時迄御鷹部屋ニ毎日相詰」め「御鷹匠共諸事指図」するのが毎日の仕事で、「御鷹之義」についても「鳥屋名」や「誰何据候との訳」も直ぐに応えられるよう熟知しておくことが必要であった。

③鷹匠頭

延宝 5 年（1677）の改正以降、鷹匠頭は、着座・太刀上・召出といった家格門閥層の者が就任する例が多く³¹、「鷹事」を専門とする家の者が就くわけではない。つまり、元来は「鷹事」に長けた者を鷹師たちを統率する頭として位置づけていたのであるが、藩の官僚制機構の整備とも相俟って「鷹匠頭」という「役職」が生み出され、「鷹術」を身につけているかどうかに関係なく鷹匠組を支配する「詰所以上」の上級役職として位置づけられていくのである³²。

また、元禄 4 年（1691）1 月 22 日に「西大条右兵衛」・「中村八郎右衛門」・「日野次右衛門」・「青木伊右衛門」の 4 人が「鷹匠頭」を命ぜられているが、右兵衛は「近習」、八郎右衛門は「兵具奉行」、次右衛門は「近習」、伊右衛門は「屋敷奉行」との兼任であり、何らかの役職との兼務という形で鷹匠頭を務める者がみられるのも³³、前述した流れを裏づけていよう。

④鳥見横目

この鷹匠頭の支配下には鷹場の管理や留野の監視などを日常的に行う「御鳥見横目役」が置かれており、元禄 6 年 2 月時点では領内各地に 50 人余りの鳥見がいたことを確認できる³⁴。藩政初期から「御鳥見横目役」という役職があったかどうかは不明であるが、「御鳥見御用」自体は 2 代藩主忠宗期からすでにみられるものであり、忠宗治世下で「御国御番」（=大番士）を務めた「侍衆」である「沢辺新右衛門」は後に「栗原郡高清水中村御鳥見御用」を務めており³⁵、家格平士が鳥見横目を務める事例は後の世にもみられることがある。一方、貞享 5 年（1688）6 月に「黒

川郡御鳥見役被仰付被下度」き旨を願い出た「御鷹匠組横沢半助」によれば「祖父代より年久在郷仕、御鳥見御用相勤」めているといい、鷹匠組士が「御鳥見御用」を務める場合もあったことがわかる³⁶。ちなみに、忠宗の頃の「鳥見」たちがかつての「御鷹師頭」・「御鷹匠頭」の支配下にあつたかどうかは不明である。

横沢半助の祖父らがそうであったように、鳥見横目たちは領内各郡の在郷に居住し、禁獵区である「御留野」で鉄砲を放つ者がいないか常に目を光らせながら「御野場廻り」を行い、藩の重臣たちが許可されて野場に入る際や御用のために野場へ派遣してきた者たちがいた際にも「御印判相違無之候哉否」を確認し一緒に付き添って歩き、あるいは、藩主が野に入る時には獲物がいる場所まで滞りなく案内することを職務としていた³⁷。

④鷹申次

鷹申次は藩祖政宗の頃にはすでに置かれていたようだ、藩政中・後期には藩の若年寄や小性頭などを務める者によって兼任されている³⁸。佐藤長左衛門家の家譜によれば、天和3年（1683）に当時の「御鷹匠頭」全員が御役御免となり、「御鳥屋頭」であった佐藤長左衛門商信らは若年寄の支配下に入ったといい³⁹、藩の職制について記した『司属部分録』にも「若老」の職掌として「其人に依て評定役・御鷹方之事務をも兼帶す」とある⁴⁰。17世紀後半以降の鷹申次は鷹匠頭と同じように上級家臣たちによって担われる役職となっており、鷹申次や鷹匠頭を務める者たちは、種々の役職を歴任する過程で鷹申次や鷹匠頭を一時期に務めるに過ぎず、それは代々にわたって務めるようなものではなかった。

以上、仙台藩の「御鷹方」について、その概要をみてきたが、結局、同藩において「鷹事」の専門家といえるのは鳥屋頭と鷹匠組士たちということになる。なお、後述するように、一般の鷹匠

組士たちについては、役人として登用される者が出てくるようになり、「鷹事」に専念しない鷹匠の存在が問題化することになる。

(2) 身分格式

①家格

次に、彼ら「御鷹方」の身分格式について述べることにしよう。まず、家格についてだが、仙台藩士たちの家格は、門閥（一門・一家・準一家・一族・宿老・着座・太刀上・召出）、平士、組士、卒（凡下御扶持人）に大別することができ、17世紀後半以降の鷹申次や鷹匠頭については門閥層が就任する事例が多い。鳥屋頭を務めた家は家格平士で、一般の鷹匠たちは組士である。仙台藩は組士以上を士分（武士身分）と定めており⁴¹、したがって、藩の鷹匠たちは武士身分である。ただし、『御知行被下置御帳』では「侍衆」とは別に「御鷹師衆」がまとめられており、一般の「侍衆」たちとは違った位置づけをされていたことも事実である。

組士は「組御免」されない限り「御番入」（=大番士となること）することができないが、鷹匠組士だった者が組抜けし大番士となり家格を平士に上昇させた家もある。例えば、伊達家譜代の家臣であった本多将監を祖父に持つ本多郷右衛門は、元禄4年（1691）3月27日に提出した由緒書のなかで次のように述べている⁴²。

将監嫡子の六助は藩祖政宗の時代に生きた人物で、当時どのような奉公をしていたのかは不明であるものの、伊達郡にて奉公し同地にて死去している。六助が死去した後、父親の将監は次男惣右衛門と三男喜左衛門を連れ立って仙台の地へとやって来ており、この二人の息子が政宗期に「御鷹師」として召し出されている。由緒書を提出した本多郷右衛門自身は、将監の三男喜左衛門の息子であるが、彼には兄の吉左衛門がおり、2代藩主忠宗期に「御大所衆」として召し出され、「御切米壹両御扶持方四人分」を拝領したという。

つまり、この時点で藩当局は、「御鷹師」本多喜左衛門の息子吉左衛門を「御大所衆」として奉公させたということになる。この「御大所衆」というのは「御大所人」（御台所人）とも呼ばれ、18世紀に入ってから藩が定めた家臣たちの身分的序列を示す「御役列」においては、鷹匠組と同じ「組付之列」（組士格）という範疇に含まれており、史料により若干の違いがみられるものの、一般には鷹匠組より上位に位置づけられことが多い⁴³。

その後、吉左衛門は承応3年（1654）7月に江戸で死去してしまい、同年11月、子どものいなかった彼の跡を弟である郷右衛門が継ぐことになる。そして、翌年の4月に郷右衛門が「御番入」を願い出て、これが許され、「後藤古孫兵衛組御番所御広間」を仰せつけられている。

ここで、本多家歴代の経歴をまとめれば、伊達家譜代の家臣本多将監の三男喜左衛門は16世紀末～17世紀前半の藩祖政宗時代に仙台において「御鷹師」として奉公し始め、その嫡子吉左衛門は「御鷹師」ではなく「御大所衆」として召し出され、吉左衛門亡き後、彼の「跡式」を受け継いだ弟の郷右衛門は「御番入」を願い出て、それが許されることで大番士となり、家格も組士ではなく平士（広間番士）に上昇させたのである。

この他にも、例えば、政宗期に「御鷹師」として召し出された佐藤文右衛門は、4代綱村期の寛文元年（1661）に「組御免」のうえ「御番所御広間」を仰せつけられており、同じく政宗期の元和7年（1621）に14歳で「鷹師組士」として召し出され世子忠宗に附けられた堀源兵衛友重は、天和3年（1683）まで63年近く鷹匠奉公した末に積年の労を称えられ「中間番士」に昇進している。どちらも数十年にわたる鷹匠としての勤務が家格を上昇させることに繋がった事例であり、同様の例として、秋保家、遠藤家（先祖は遠藤与蔵某）、遠藤家（先祖は遠藤筑後重継）を挙げることができる。

また、矢野家や半田家も組士から家格を上げて

いる。矢野家の場合は、前章4節でもふれた矢野又左衛門重成が2代藩主忠宗に殉死しており、政宗期から仕えた彼の奉公年数が長期に及んでいたことも理由の一つであろうが、忠宗へ彼が殉じたことによって子孫が番士へと引き上げられたのではないかと思われる。また、半田家は7代藩主重村期の明和5年（1768）に半田吉十郎道時が「業道精錬」によって「大番士ニ進」められており⁴⁴、「業道精錬」を評価されただけあって同家の当主が残した鷹書が現在でも宮城県図書館に数多く残されている⁴⁵。

願い出による本多家と殉死による矢野家以外は、伊達家への長年にわたる鷹匠奉公が評価されての上昇であったといえようが、18世紀後半の宝暦年間（1751～64）以降には別の理由で家格を上げる事例もみられるようになる。すなわち、7代藩主重村～12代斉邦までの記録である『六代治家記録』や13代慶邦の記録『楽山公治家記録』によれば、「積労」ではなく「献金ヲ賞」されて、鷹匠組士から大番士へと身上がりを遂げる事例をみつけることができる。宝暦7年（1757）の加藤仲右衛門、安永8年（1779）の加藤仲蔵と佐藤東蔵、安政6年（1859）の千葉熊太郎、万延元年（1860）の菊地左五郎といった鷹匠組士たちである⁴⁶。

仙台藩では、18世紀後半以降、藩士や百姓・町人に献金を求めており、多くの金上侍を簇生させる結果を生んでいるが、窮乏化の著しい藩財政を補填するため藩当局が献金を求めそれに応えた者たちが金の力で身上がりを遂げていく当時の風は、家臣団内部の身分上昇をも生み出しており、献金によって組士から平士へと身分を上げた鷹匠たちの姿もみつけることができる。次節でみるように一般的の鷹匠たちの禄高が極めて少ないなかで、先の加藤仲右衛門ら5人が如何にして献金するだけの資本を蓄積したのかはわからないが、当時の百姓・町人のように、彼らもまた時代の流れに乗って身上がりを遂げ、家格を上昇させたことだけは確かであろう。

②禄高・詰所

前述したように、鷹申次と鷹匠頭は上級役職に就く者が兼任する事例が多いので、彼らの禄高は高かったものと思われる。一方、鳥屋頭を代々務めている石川家・佐藤家・堀家の禄高を、延宝4年（1676）から同8年にかけて作製された家臣たちの由緒書である『御知行被下置御帳』と寛政4年（1792）に成った『伊達世臣家譜』に探れば、石川家と佐藤家で増減がみられ、石川家が290石余りから315石余りに増加、佐藤家が280石余りから180石余りに減少し、堀家が240石余りのままとなっている⁴⁷。

仙台藩伊達家の家臣のうち家格平士以上の層を対象に、その禄高の分布状況を調べてみたところ、次のような事実が判明した⁴⁸。いわゆる卒身分の者たちも含めた1万人規模の伊達家家臣団にあって、上位約30～35%を占めるに過ぎない上層の武士身分の者たち、それが家格「平士以上」の者たちであったが（表2参照）、彼ら「平士以上」の禄高を集計してみると、驚くべきことに、禄高100石以上というのは「平士以上」全体の約36%前後に過ぎず、残りの約64%前後が禄高100石未満の者たちだったことがわかる。

寛政10年（1798）には「平士以上」全体（3458人）の約34.3%にあたる1185人が禄高100石以上であったが、うち門閥層が187人含まれているため、家格平士のみで考えれば998人となる。当時の平士は全部で3268人いたので禄高100石以上の平士というのは平士全体の約30.5%だったということになる。つまり、家格平士のなかで凡そ10人に3人しか100石以上の者がおらず、残りの7人は100石未満であったということである。

こうした状況を踏まえて、先の石川家・佐藤家・堀家それぞれの禄高をみたとき、家臣団のなかで鳥屋頭を家職とする家々の禄高がけっして少なくなかったことがわかる。また、家格平士については門閥層のように家格内部における家々の序列＝「家之列」は定められておらず、『伊達

世臣家譜』の編纂にあたっても便宜的に「禄之多少」を以て順番に掲載したようだが、家の由緒などによって与えられている「御番所」（仙台城内に設けられた控えの間）に違いがあった。上から、虎之間、中之間、次之間、広間、の順に序列づけられており、この城中詰所による格付けに関しては、石川家以下の3家ともに上から2番目の「中間番士」という位置づけをされている。

では、一般の鷹匠組士たちについてはどうであろうか。鷹匠組士について、知行取であった者の知行高を『御知行被下置御帳』と『御下中衆先祖書牒』に探れば表1の通りであり、石高換算（1貫文=10石換算）で10石余り～230石弱の間で、100石以上の家は35家中の9家だけである。鷹匠組士の大半を占める一般の俸禄取の者たちの禄高は「御切米式歩銀拾式匁八分御扶持方三人分」だといい、石高に直せば、わずか18石弱ということになる⁴⁹。これを他の組士たちの場合と比較してみると、御不断組と御給主組の者も18石弱、御名懸組士は17石弱で、御徒組の者は27石弱でやや多い。

福田千鶴氏が紹介された福岡藩の周防家の史料をみる限り同藩では100石以上の鷹匠が仙台藩よりも多くみられるようであり⁵⁰、諸藩とのさらなる比較検討が必要ではあるが、仙台藩の特徴として、数こそ多くの鷹匠を抱えていたものの彼らに与えた禄高が諸藩よりかなり低かった可能性がある。ただし、これは鷹匠組士だけの問題ではなく、仙台藩の家臣たち全般にみられる傾向ではないかと推察される。今後、検討して行く必要があろう。

いずれにしても、普通の鷹匠組士たちが得られた禄が20石にも満たないものであったとするならば、それだけでは生活するのも難しいような状態ではないかと考えられ、『刑罰記』には18世紀前半に困窮のために犯罪を犯す鷹匠の姿を、そして、『六代治家記録』からは18世紀後半にも「公貨を私し出奔」する鷹匠たちをみつけることができる⁵¹。

また、18世紀末の寛政9年（1797）に生活に行き詰った藩士たち2033人が自分たちの生活の惨状を語り、家格一門の伊達安芸・伊達式部両人に藩への取りなしを訴えた願書（『落文写』）には、多重債務に苦しみ、「面々出生之子ハ家督計壹兩人助ケ置、其余ハ皆戻し子ニ仕、又は老人も助ケ置可申様無之者」もいるような「目もあてられぬ事」が起きている実態が述べられており、「武具・馬具・兵具・衣類より器物之類、衣服書冊之類、尤竹木等迄も売払」って父母妻子を養っている様子について必死に訴えているが⁵²、この「さむらい一揆」の計画にも鷹匠20人が加わっている⁵³。鳥屋頭の家と一般の鷹匠の家とでは、その禄高に大きな開きがあったのである。

3、役人になる鷹匠たち

（1）特別な位置づけ

4代藩主綱村期の貞享元年（1684）3月に鷹匠組士をめぐる3件の事件が発生しており⁵⁴、その内容から仙台藩が鷹匠組に対して他の組士たちと異なった位置づけをしようとしていたことがわかる。3件の事件とは次のようなものである。

まず1件目は、「鷹匠組士安達平内」の事件である。かつて平内は、支配頭である鳥屋頭や鷹申次に申告しないまま、7歳であった自分の息子運之介（後に雲斎と改名）を瑞鳳寺の僧侶に預けてしまう。その後、延宝7年（1679）に雲斎が「茶道」に召し出された際にも支配頭に上達せず、これを理由に「進退没収、城下十里へ放逐」されてしまったのである。子どもの安達雲斎は赦免され「人並ニ奉公スヘシ」と命ぜられており、彼は茶道の才能があったとみられ、石州流安達派の著名な茶人として藩主綱村に寵遇されるに至っている⁵⁵。

2件目は、「鳥屋頭佐藤庄右衛門・石川七左衛門・堀絶際等」が支配下にあった鷹匠の「安達六兵衛」を「勘定所見届役」として勤務させていたことが判明し、閉門に処せられた事件である。藩

当局はこれより前の延宝5年（1677）10月に「鷹方ノ者障礙アラハ別様ニ出スヘカラサル旨」を命じており、六兵衛は延宝6年まで「御秘蔵ノ鷹ヲ司」っていた鷹匠であったため、延宝5年令がいうところの「障礙」がある「鷹方ノ者」であったと思われる。ところが、庄右衛門ら「鳥屋頭」たちは、この藩命を知りながら、「大松沢和泉」の依頼により六兵衛を「他ノ役ニ出ス事至テ不届ナリ」と断罪されたのである。この事件に関しては、その後、鷹匠頭の「石母田権兵衛」・「大河内源太夫」たちも「安達六兵衛ヲ勘定所見届役ニ出ス咎ニ依テ、各閉門」を申し渡されている。

3件目は、組抜けし大番士となっていた「鷹匠組虎嶋半之丞」が鷹匠組へ戻された事件である。貞享元年から遡ること「五ヶ年已前」（延宝7年頃か）に「鷹匠組ヨリ他ノ役ニ加リ居ル者ハ召返シ、鷹匠ノ奉公ナサシムヘキ旨」の藩命が鷹匠頭に出され、半之丞は当時すでに「小性頭物書役」を務めていたにも拘わらず、鷹匠組に戻ることはなかった。その後、彼は、天和3年（1683）に願い出のうえで「組御免」され「番入」を命ぜられることになるが、願いが出された段階で若年寄が先の藩命を失念しており、そのまま番入りを許可してしまう。そして、貞享元年（1684）の3月になり、「彼命令年数已後ニ組免サル故」という理由で、半之丞に対し「番帳ヲ削リ鷹匠組へ返加ラル旨」が仰せつけられたのである。

以上、3件の事件についてみてきたが、仙台藩では4代藩主綱村期の延宝5年に支障がある鷹匠を他の役に就かせないような措置が取られ、同7年頃には、鷹匠組の者全員が他の役職を務めることを禁じ、すでに他役に従事する者にあっては鷹匠組に戻し「鷹匠ノ奉公」に専念することを定めたのである。これは、裏を返せば、17世紀後半の同藩において鷹匠組士が「鷹事」に専念せず他の役職を務める事例がしばしばみられたということでもあり、半之丞のように鷹匠組を離れたまま組抜けを願い出る者まで存在したのである。

(2) 生類憐みの令の影響

かつて2代藩主忠宗が「鷹之道」を極めることを「鷹師共」に求めたように、鷹匠たちは「鷹事」を担う「御鷹方」の専門職であった筈が、延宝の頃までには鷹匠組士を以て他の役職に従事させることが常態化していたものと思われ、4代綱村の治世下においてそれを是正する藩命が出されたということであろうが、この前述したような動きも5代将軍徳川綱吉のもとで出された生類憐みの令の影響を受け方針が180度転換してしまう。

元禄6年(1693)の幕府による鷹狩り禁止を受け、仙台藩では、翌年の4月に鷹匠組を改組することを藩士たちに申し渡している。すなわち、「御鷹匠」を「御近習鉄炮組」、「御鳥屋頭」を「大組頭」と改称し、「組頭」を1組に4人ずつ配置し、「御餌指」を「御足輕」として編成し「長柄」(鎗)にて「御奉公」させることを命じている⁵⁶。

もともと仙台藩の鷹匠組と鉄砲との関わりは強く、古くは元和元年(1615)大坂夏の陣にて鉄砲隊としての鷹匠組が馬上の「御鷹師組士鉄炮頭」に率いられ戦場で功を上げており⁵⁷、また、延宝5年(1677)5月に「鷹師組鉄炮」を視察した藩主綱村は「惣テ鉄炮未練ノ旨」を仰せ渡しており⁵⁸、鷹匠組士たちは鉄砲熟練が義務であったこともわかる。それを考えれば、「御近習鉄炮組」という名称に改められたのも頷けようが、より重要なのは、この改組に伴って鷹匠たちの役人への登用が許可された点である。

改組を伝える「御書付」には「向後ハ御鷹匠組ヨリモ、諸組同前ニ諸方江役人ニ出シ可申事」と記されており、鷹匠組士たちが他の組士同様に「諸方」に「役人」として出向することを公的に認める方針を打ち出している。これは、延宝の頃に出された藩命とは全く逆向きの方針であり、将軍綱吉の生類憐みの令は、このような形で仙台藩における鷹匠たちの位置づけを変えてしまったのである。

仙台藩が鷹をめぐる綱吉の政策に敏感に反応

していた点は、最近の根崎光男氏の著書でも紹介されているところであるが⁵⁹、一方で同藩は綱吉が死去した翌年にあたる宝永7年(1710)には早速「殺生」を解禁しており⁶⁰、享保元年(1716)の8代将軍吉宗による放鷹制度の再興後には、22年前に改組した鷹匠組を元に戻す措置を取っている。

すなわち、仙台藩は、同年の10月に近習鉄砲組を従来からの「御鷹匠組」に改め、「与頭」(大組頭)を「先年之通御鳥屋頭」にし、「御長柄同心者」を「御餌指」に戻しており、近習鉄砲組に置かれた「組頭」を「御鷹匠与頭」として残すことになったのであった。加えて、「先年之通向後右組御免之儀被仰付間敷候」と命じておらず、「其身共勤方功ヲ以て褒賞として組御免する以外は原則的にこれを認めない旨を申し渡し、旧例に復している⁶¹。

このように、仙台藩の鷹匠組をめぐる位置づけは17世紀後半～18世紀前半にかけて糾余曲折することになるが、18世紀後半を生きた鷹匠組士佐藤信直は鷹匠組士から評定所役人に挙げられたといい⁶²、鷹匠組からの役人登用はその後の時代にも引き続き行われたことがわかる。信直のように藩の上級役人にまで上り詰めた鷹匠組士はもちろんのこと、たとえ下級の役人であっても「他ノ役ニカリ居ル」ことは、「鷹事」に専念することを妨げたと思われ、そういう意味でも「以鷹術為家」す鳥屋頭の家々は「鷹術」を後代に伝える責任を負っていたといえよう。

4、「鷹事家業」とその継承

(1) 「鷹事家業」の成立

寛永13年(1636)に「御鷹匠頭」佐藤長左衛門家信が死去した際、2代藩主忠宗は「古内喜兵衛」宛の黒印状を発給し、家信の息子「弥吉」への跡式相続を認め、かつ、「弥吉事、若輩候間、万事ニ付鷹師共長左衛門ニ不相替取立候様申付」けるべき旨を命じている⁶³。また、藩祖政宗時に「御鷹師組」に召し出された田代彦作は寛永

11年12月に死去したが、その「跡式」は「実子幼少之小六」に「無御相違被下置」ている⁶⁴。つまり、仙台藩では、寛永年間（1624～44）に「御鷹匠頭」（後の鳥屋頭）の家だけではなく一般の鷹匠の家についても幼少相続を認めていたことがわかる。

ただし、これらの事例を以て17世紀前半の時点で同藩ではすでに鷹匠奉公が家業化していたと判断するのは早計かもしれない。何故ならば、前述した藩祖政宗時代の「御鷹師」本多喜左衛門の嫡子吉左衛門は「御鷹師」ではなく「御大所衆」として召し出されているからであり、政宗の頃から「御鷹匠頭」・「御鳥屋頭」を歴代にわたり務めてきた佐藤家であっても、藩から「鷹事」を以て「家業」に命ぜられたのは、18世紀に入った5代藩主吉村期の享保8年（1723）のことだからである。

佐藤家の『由緒書』にある助左衛門成信の欄には「先祖家業ニ無御座候処、享保八年七月改而御鳥屋頭之者鷹事家業ニ被仰付候」とあり、明和9年（1772）9月付けの『書出』には「養父助左衛門成信御時頭相勤候節、享保八年七月始而家業と被仰渡候而、當時共ニ御鷹方家業ニ御座候」とある⁶⁵。すなわち、先祖たちの代までは「鷹事」が「家業」ではなく、助左衛門成信が生きた時代に初めて「御鳥屋頭之者」に対して「鷹事」を「家業」とする藩命が出され「御鷹方家業」となった旨が述べられているのである。

実際には、これ以前まで佐藤家歴代（初代佐藤長左衛門家信、2代長左衛門常信、3代長左衛門商信、4代助左衛門成信）が「御鷹匠頭」・「御鳥屋頭」・「大組頭」を世襲していたが⁶⁶、その家譜に「先祖家業ニ無御座候」と書き残していることだけは確かである。

また、一般の鷹匠組士の家々でも、恐らくは、父から息子へと「鷹事」の技術が伝えられ、父と同じように鷹匠奉公する息子たちが多かったと思われる。鷹匠組の者が相続を許され、その子どもが同じく鷹匠奉公をしている場合、それを以て

同家では鷹匠奉公が家業化していると理解しがちであるが、前述したように、一般の鷹匠組士の場合は役人として登用される者がいるなど、「鷹事」に専念しなかった、あるいは、できなかつた者もいたであろうし、ある時点で鷹匠奉公をしなくなつた家もあった可能性がある⁶⁷。

こうした状況に鑑み、藩が、佐藤家を初めとする鳥屋頭の家に対して、代々にわたつて「家」として「鷹術」を守り抜き後の世に伝えていくことを改めて命じたのが、先の命令であったのではないだろうか。

「鷹事家業」を仰せ付けられた佐藤助左衛門成信の養子長左衛門尚信は、享保17年（1732）閏5月に「養父同氏助左衛門」の代わりに名代奉公をし始め、その4ヶ月後の同年9月には「御鳥屋頭被仰付、引継相勤」めたといい、元文5年（1740）正月に養父の成信が隠居を許されたのに伴つて「跡式無御相違被下置」て、その後も「右御役目」を引き続き務めている。また、尚信の曾孫にあたる丹弥愛伸は、文政4年（1821）8月に家を継ぐと同時に鳥屋頭（「時頭」）になっており、家の相続が鳥屋頭の地位を受け継ぐものであったことがわかる⁶⁸。同じく鳥屋頭を務めた石川家の家譜には「以鷹術為家、世家時頭」とあり⁶⁹、石川という「家」が「鷹術」を以て伊達家に仕え、代々「時頭」を世襲する「家」であったことを明瞭に表している。藩は、鳥屋頭の家々に対して一般の鷹匠組士たちの家とは異なつた位置づけを公的に与えていたといえよう。

（2）「鷹術」を学ぶ鷹匠たち

ここで、仙台藩における「鷹術」の流派についてみれば、佐藤家の先祖長左衛門家信は、「広田伊賀守宗綱」から「鷹事伝授」を受けたといい、同家ではこの広田流の「鷹術」を「一子相伝ニ伝授」している。石川家では広田流や吉田流を伝えており、7代藩主重村の明和5年（1768）に鳥屋頭となった半田家では吉田・根津・諏訪・大宮・広田といった諸流を伝えている⁷⁰。

こうした「鷹術」は父子相伝ばかりではなく、他の鷹匠組士たちや幕府・諸藩の鷹匠たちとの接触を通じて学び、身につけていったことがわかる。すなわち、鳥屋頭石川家の祖七左衛門定次は藩祖政宗期に「御鷹方」に召し出された人物で、「広田流鷹術」を「佐藤庄右衛門」に、「吉田流鷹術」を「田代彦太夫信雄」に学んでいるが、世子忠宗附きの家臣として江戸で7年間生活しており、「将軍家鷹師山本藤右衛門」から「大宮流」についても手ほどきを受けている⁷¹。

近世前期において藩の鷹匠が幕府の鷹匠から教えを請う事例は盛岡藩にもみられ、兼平賢治によれば、盛岡藩領出身の「鷹師」杉村六左衛門は藩主南部重直の命によって江戸で幕府「鷹師」の門人となり「鷹術」を学んでいるという⁷²。幕府鷹匠と藩の鷹匠が接触している事例は、元禄5年（1692）の頃に福岡藩の鷹匠であった広羽家の文書にも記載がみられるよう、同史料を紹介された岩淵令治氏は福岡藩の鷹匠たちが集団として幕府の鷹匠と交流を持っていることを指摘されている⁷³。

一方、前述した石川定次の孫清左衛門信光は、5代藩主吉村期の正徳5年（1715）に父に代わって「受業」け、享保5年（1720）10月には「半沢庄蔵某」とともに幕府の「鷹術」に関する諮問に答え褒美を貰っている。時は放鷹制度を復活させた8代将軍吉宗の時代であり、幕府に招かれ「鷹術」について説いた仙台藩の鷹匠たちがいたことは注目に値しよう。

また、鳥屋頭佐藤家の史料によれば、6代藩主宗村期の延享3年（1746）に、仙台藩の分家筋にあたる宇和島藩5代藩主伊達村候の家臣「松元勘左衛門」と「北嶋右内」が「鷹事」の「稽古」のために仙台藩を訪れており、仙台藩鳥屋頭の「石川軍左衛門」と「佐藤長左衛門」が彼らを指導することになる。当時の若年寄兼鷹申次であった「瀬上玄蕃」は、松元を「石川軍左衛門」に、北嶋を「佐藤長左衛門」に弟子入りさせ、松元・北嶋両名に「伝授可仕由」を軍左衛門と長左衛門に

命じている。この命を受けて佐藤長左衛門は同年の9月から翌年の春まで北嶋に「鷹事」を指導しており、「鷹事三百ヶ条以上」を伝授し「免状」を出している⁷⁴。

なお、仙台藩5代藩主吉村期の享保20年（1735）3月には、宇和島藩から優秀な鷹匠がやって来て仙台藩士に「鷹獵秘術」を伝えたともいわれており⁷⁵、真偽の程は定かではないが、事実ならば、仙台・宇和島両藩では「鷹術」を伝授し合っていることになる。

（3）「鷹事家業」の継承

最後に、父子間における「鷹事家業」の継承という問題について、『佐藤家文書』から鳥屋頭佐藤家の事例を紹介しよう⁷⁶。

佐藤家5代長左衛門尚信は、助左衛門成信の養子であったが、彼自身も子がないという理由で養子を迎えている。一人目は「脇番頭坂元左太夫次男千右衛門」で、二人目が「御針医辻岡友円実兄軍藏」である。不幸なことに、千右衛門と軍藏の2人はどちらも「不届」があり、家督相続者たり得ず、3人目として「大御番組小山田四郎左衛門四男」の「此面包信」を「養嫡子」に迎えている。

ここで注目したいのは、彼らはいずれも鳥屋頭の家や鷹匠組士の家から迎えられた人物ではなかった点であり、軍藏にあっては尚信が治療を受けていた「御針医」の兄だというのだから驚きである。もともと「鷹事」に通じた家の出身者を養子に選ばなくともよいのであろうか。

『佐藤家文書』には尚信が49歳であった宝曆6年（1756）4月に軍藏を養子に願い出る願書の案文が残されており、そこからは、自らが大病を患い時間がないなかで「家ニ伝来候儀」を一刻も早く養子に伝授したいという尚信の思いを看取することができる。彼によれば、「御鷹事之儀は、取候事并御鷹目利仕、懸物据方取扱、御野方勤方、其外折入伝授口伝等」もあり、したがって、「早朝迄昼夜稽古」する必要があるが、「幼年之者」を養子にしたのでは「早速存分之伝授可仕様」

がないのだという。

そこで、「双方父方市之進方ニ而壱廻、長左衛門方ニ而廻不申従弟」の当時 12 歳になる「木村軍太夫次男同氏市之進」がいたにも拘わらず、あかの他人である軍蔵を養子に願い出るのであった。この時軍蔵は 22 歳になっていた。病身であった尚信に「幼年之者成長仕候迄待居伝授為相極候儀は罷成兼、左候得は家ニ伝来候儀退転仕候儀等も難計無拠」という懸念があったことは確かであろうが、彼の目には「軍蔵儀早速より稽古為仕候ハヽ家業相勤未々御用立可申器才之者」と映っていたようで、軍蔵に鷹匠としての才能・素質を見出していたこともわかる。

つまり、この佐藤家のように、「鷹事家業」を伝授するには必ずしも血縁関係を最優先するのではなく「器才」ある養子に受け継ぐ道が選ばれることもあったのである。そして、迎えた養子に「取候事并御鷹目利仕、懸物据方取扱、御野方勤方、其外折入伝授口伝等」を「早朝より昼夜稽古」させることで「鷹事家業」を守り「鷹術」を後の世に残すことができたのであろう。佐藤家では、この後、6 代包信も「木又兵衛昌影」の次男を聟養子に迎えており、7 代忠次意信と名乗っている。意信は天明 7 年（1787）5 月に「崎頭見習」となり、寛政 8 年（1796）正月に鳥屋頭となっている。

おわりに

仙台藩は地方知行制を維持したことでも有名であるが、知行取の鷹匠は鷹匠組士のなかでも上層のごく一部の者である。その彼らであっても 17 世紀後半に作製された自家の由緒書で戦国期からすでに伊達家に代々鷹匠奉公していたことを明記している者は少なく、無類の鷹好きで有名な藩祖伊達政宗の代に召し出されたとする家が多い。また、由緒書を整理してみると戦国末期～藩政初期に他家家臣や浪人であった者が仙台藩の鷹匠として召し抱えられた例が多いこともわか

る。これは、当時の武士にとって鷹の知識がどのようなものとして認識されていたのかにも関わってくる問題であるが、たとえ主家を去ったり浪人したとしても、武士たちはある程度の鷹の知識を皆が常識的に持っていたが故に⁷⁷、結果的に鷹匠として生きる道が残されていたという可能性もある。

同藩の「御鷹方」は、上級役人が兼任する役職（鷹申次・鷹匠頭〈延宝 5 年以降〉）と実際に鷹の飼育や放鷹に関わる者（鳥屋頭以下）とで構成されており、鷹申次や鷹匠頭を務めた者たちは上級役職を歴任する過程で同役職を何年間か務めに過ぎず、必ずしも鷹の専門的知識を持つ必要はなかったと思われる。

また、幕府の放鷹制度に関する施策が仙台藩に影響を与え、一般の鷹匠組士たちの位置づけに変化を生じさせたことは本文でみた通りである。鷹匠たちは、戦場での働きにみられるように鉄砲に通じた存在であり、泰平の世になって以降も鉄砲熟達が求められ、一方では、藩の官僚制機構の整備とも相俟ってか、17 世紀後半頃には鷹匠組士が役人として登用されている事例がみられ、そうした状況を是正し「鷹事」に専念させようとする藩の動きも確認できる。つまり、この段階で、藩は、鷹匠組について徒小姓組・徒組・不断組・給主組・名懸組といった他の組士とは異なる位置づけをしようとしていたのである。

しかるに、17 世紀末に幕府により放鷹が禁じられると、仙台藩にあっては鷹匠組の改組が行われ、鷹匠たちの他役勤務を公認するに至っている。そして、享保の旧例復活に及んで他役勤務や「組御免」が再び禁じられるも、後の世にも評定所役人という上級役職に就く鷹匠までみられ、「鷹事」への専念がどれほど厳密に行われたかは不明である。

そもそも、鷹書を残した鳥屋頭佐藤家であっても、「鷹事家業」を命ぜられたのは、18 世紀に入った 5 代吉村期の享保 8 年（1723）のことである。これに対して、「厩頭」であった「戸津弥左

衛門」・「岩淵加兵衛」・「佐伯九太夫」・「草刈左伝次」の4人は、元禄4年（1691）に4代藩主綱村から、「子孫共ニ馬方ニテ召仕ル」こと、そして、「子孫等馬方ヲ退ク志ナク猶以励ムヘキ由」を仰せ渡されており⁷⁸、「馬方」の家業化は、「鷹方」よりも30数年も先に命ぜられている。

何れにしても、一旦、藩から「鷹事家業」を仰せつけられた鳥屋頭の家々にとっては「家ニ伝來候儀」を後世に伝えることが至上命題となっていくことになる。鳥屋頭佐藤家では、「鷹事」に通じた家ではない一般の藩士家、しかも血縁者でもないあかの他人を養子に迎えており、そこでは血縁関係よりも鷹匠としての才能・素質が重要視され、成人してからの養子であっても「鷹事家業」を受け継ぐことは可能だったことがわかる。「鷹事」の伝授は必ずしも幼少期からの積み上げが必要なかつたのであり、この点は、鷹匠の家がどのように継承されていったのかを考える上で重要な論点となるのではないだろうか。

以上、仙台藩の鷹匠に関する基本的な事項について述べてきたが、残された課題も多い。例えば、仙台藩の大身家臣たちは藩から鷹狩りを許されており、自前の鷹匠組を持っていたが、この陪臣鷹匠の問題について本稿では全くふれることができなかつた。彼らは主君の家内部（藩士家内部）でだけ通用する「土分」（=地元の武士身分）として扱われている場合⁷⁹もあれば、一般民衆と同じ身分的範疇である「凡下」として扱われている場合⁸⁰もあり、陪臣鷹匠の身分をめぐる問題も探る必要がある。

また、仙台藩における鷹匠たちの日常生活についても現時点ではほとんど明らかにできなかつた。同藩の組士は「組御免」となれば「組付之屋敷」を出て仙台屋敷の拝領を願い出ることができたが⁸¹、「組御免」されない鷹匠は鷹部屋の置かれた米ヶ袋（現仙台市青葉区）や土樋（現仙台市青葉区）付近の「鷹師屋敷」に集住したと考えられ⁸²、城下の居住場所についてははつきりし

てゐる。ただし、例えば、家格着座高野家の人がとが参加していた「書会」に「御鷹匠」の「松木兵之助」が参加しているなど⁸³、日常の営みの一つとして「鷹事」以外についての学びを行い他者と交流している鷹匠たちの姿も見え隠れしている。

本稿でも紹介した佐藤信直の父信貞は元禄末の生まれで安永5年（1776）に死去した人物であるが、加茂氏の筆法を学び筆意を得たといい、息子の信直自身は『仙台武鑑』の著者でもある。また、寛政～文化年中（1789～1818）を生きた鷹匠組士今野善五郎は青蓮院流の伝系者今野実明から真名や下馬の伝授を受けた書家として名が知られている⁸⁴。

この他にも、鷹匠組士であった半田八左衛門成友は「風伝流槍術」を「中山源右衛門重昌」に学び「其伝」を極め、5代藩主吉村期の享保年間（1716～36）に門人を率いて「供其術於公之覽」したといい、その子吉十郎道時も槍術を父に学び、やはり門人を率いて6代宗村の御前で槍術を披露している。道時にあっては、「正伝流兵法」を「平井藤右衛門良元」に、「吉田・根津・諏訪・大宮諸流鷹術」を「田代秀夫信雄」に、「広田流鷹術」を「遠藤八之進弘高」に学び、全て「其伝」を極めたといい⁸⁵、彼が「業道精錬」を以て家格を上昇させたことは前にみた通りである。

果たして鷹匠たちの生活とはどのようなものであったのか。鷹匠というと鷹や鷹狩りとの関係だけを追ってしまうが、彼らもまた日常を生きる一人の生活者であった筈で、その日常的生活世界にも興味が引かれるところである。

註

¹ 長谷川成一『近世国家と東北大名』（吉川弘文館、1998年）14頁。

² 以上、長谷川前掲書13～17頁、根崎光男『犬と鷹の江戸時代』（吉川弘文館、2016年）31～32頁、『高野家記録』（宮城県図書館所蔵〈K211-タ〉）延享2年10月3日条。以下、所蔵先未記

載の『高野家記録』は宮城県図書館所蔵のものである。

³『性山公治家記録』天正 2 年 10 月 21 日条(『伊達治家記録』1-225 頁)。なお、平重道編『伊達治家記録』1~24(宝文堂、1972~1982 年)を利用。

⁴『性山公治家記録』天正 9 年 12 月 13 日条(『伊達治家記録』1-254 頁)。

⁵ 黒嶋敏「はるかなる伊達晴宗」(『青山史学』20、2002 年) 39~43 頁、小林清治『戦国大名伊達氏の研究』(高志書院、2008 年) 110~125 頁。

⁶ 盛本昌広『日本中世の贈与と負担』(吉川弘文館、1997 年) 283 頁。

⁷『貞山公治家記録』天正 19 年 1 月 19 日・12 月 9 日条(『伊達治家記録』2-256・321 頁)、『伊達家文書』(東京大学出版会、2001 年) 2-562(48 ~49 頁)。

⁸『貞山公治家記録』天正 14 年 8 月 5 日条、同 15 年 3 月 13 日条、同 16 年 9 月 14 日・10 月 15 日・10 月 16 日・11 月 14 日・12 月 1 日条(『伊達治家記録』1-313 頁、324 頁、460・465・469・473 頁)。

⁹『貞山公治家記録』天正 16 年 9 月 16 日・11 月 1 日条(『伊達治家記録』1-460・468 頁)。

¹⁰ 盛本前掲書 283~284 頁。

¹¹『貞山公治家記録』天正 16 年 1 月 6 日条、同慶長 5 年 9 月 14 日条(『伊達治家記録』1-348 頁、同 2-450 頁)。

¹² 以上、『性山公治家記録』天正 2 年 11 月 19 日条(『伊達治家記録』1-226 頁)、『貞山公治家記録』天正 16 年 12 月 1 日条(『伊達治家記録』1-473~474 頁)。

¹³『雄山公治家記録』万治 2 年 9 月 28 日条(『伊達治家記録』5-618 頁)。

¹⁴ 小井川百合子編『伊達政宗言行録』(新人物往来社、1997 年) 85 頁。なお、くの字点は仮名に直して表記した。

¹⁵ 小林清治「戦国大名下級家臣団の存在形態」(『福島大学学芸部論集 社会科学』17-1、1965 年)。

¹⁶ ただし、後述するように、鷹書についてはまとまった形で残されている。

¹⁷ 佐々久監修『仙台藩家臣録』1~5(歴史図書社、1978~1979 年)と相原陽三編『元禄補遺仙台藩家臣録』(今野印刷、1995 年)を利用。

¹⁸ 小林清治『伊達政宗の研究』(吉川弘文館、2008) 260~261 頁。

¹⁹『仙台藩家臣録』5-205~206 頁(金森家)、同 5-207~208 頁(半沢家)。

²⁰『仙台藩家臣録』5-215~216 頁(仏坂家)。

²¹ 以上、『伊達世臣家譜』卷 16 の矢野家(7 頁)・半田家(63 頁)。なお、『伊達世臣家譜』1~3(『仙台叢書複刻版』宝文堂、1975 年)を利用。

²² 長谷川前掲書 13 頁、島田勇雄校注『東洋文庫 453 貞丈雜記 4』(平凡社、1986 年) 167~168 頁(注 2)、291 頁(解説)。

²³ 中野等『石田三成伝』(吉川弘文館、2017 年) 2~5 頁。

²⁴ 豊田寛三「岡藩の「鷹匠」について」(『大分県地方史』199、2007 年) 20~21 頁、福田千鶴「解説」(『鷹・鷹場・環境研究』創刊号、2017 年) 41 頁。

²⁵『伊達忠宗黒印状』(仙台市博物館所蔵『鷹匠佐藤家文書』26)。なお、くの字点は仮名に直して表記した。また、この黒印状は無年号文書であるが、『享保十年三代勤功書差出申候留』(仙台市博物館所蔵『鷹匠佐藤家文書』37) より寛永 13 年のものと判断できる。

²⁶ 安田寛子「鷹匠」(大石学編『江戸幕府大事典』吉川弘文館、2009 年) 296 頁。

²⁷ 以上、『由緒書』(仙台市博物館所蔵『鷹匠佐藤家文書』35)、『享保十年三代勤功書差出申候留』。ただし、仙台藩の鳥屋頭佐藤長左衛門商信が貞享元年(1684)に幕府の「御鷹匠頭小栗長右衛門・間宮左衛門」のもとへ派遣された際には「御鷹匠頭」として出向くよう命ぜられている(『享保十年三代勤功書差出申候留』)。なお、藩政初期に「御隼御鳥屋頭」や「鷹峙頭」を命ぜられたという先祖の由緒を伝える家もみられ(『仙台藩家臣録』5-211 頁<山田家>、『伊達世臣家譜』卷 8 の小野家<27 頁>)、政宗の時代にも「御鷹師頭」とは別に「御隼御鳥屋頭」・「鷹峙頭」が存在していたと思われる。

²⁸『肯山公治家記録』元禄元年 3 月 29 日条、同 4 年 1 月 22 日条(『伊達治家記録』11-p393~394、同 15-163~164 頁)。

²⁹『肯山公治家記録』貞享 4 年 11 月 20 日条(『伊達治家記録』11-306 頁)。

³⁰『刑罰記』(高倉淳『仙台藩刑罰記』1988 年) 390 頁。

³¹『伊達世臣家譜』卷 6 の笠原家(171~172 頁)、同 7 の増田家(191 頁)、同 8 の日野家(22~23 頁)など。

³²拙著『近世武家の「個」と社会』(刀水書房、2007 年) 22~26 頁。

³³『肯山公治家記録』元禄 4 年 1 月 22 日条(『伊達治家記録』15-163~164 頁)、『高野家記録』享保 11 年 8 月 15 日条、『高野家記録』明和 6 年 11 月 26 日条。

³⁴『肯山公治家記録』元禄 6 年 2 月 14 日条(『伊

達治家記録』16-334～335頁)。

³⁵ 『仙台藩家臣録』3-232～233頁(沢辺家)。

³⁶ 大塚徳郎編『石母田家文書 史料編』(刀水書房、1981年)479頁。

³⁷ 『肯山公治家記録』元禄6年2月14日条、『刑罰記』140・197～198・352頁。

³⁸ 『伊達世臣家譜』巻13の永島家(155頁)、『高野家記録』(宮城教育大学附属図書館所蔵<和書189>)元文6年7月18日条、『高野家記録』明和6年11月26日条。

³⁹ 『享保十年三代勤功書差出申候留』。

⁴⁰ 『司属部分録』(『仙台市史8<復刻版>』萬葉堂書店、1975年)489～490頁。

⁴¹ 仙台藩の武士身分については、拙稿「仙台藩の武士身分に関する基礎的研究」(『宮城教育大学紀要』51、2017年)を参照のこと。

⁴² 『元禄補遺 仙台藩家臣録』145頁(本多家)。

⁴³ 前掲拙稿「仙台藩の武士身分に関する基礎的研究」5頁。

⁴⁴ 以上、『元禄補遺 仙台藩家臣録』157頁(佐藤家)、『伊達世臣家譜卷』巻13の堀家(168～169頁)、巻14の秋保家(174～178頁)、巻15の遠藤家(122～123頁)、巻16の矢野家(7～8頁)、巻16の半田家(63～64頁)、巻16の遠藤家(69～71頁)、『六代治家記録(徹山公)』(宮城県図書館所蔵<KD-209-口1>)明和5年11月21日条。

⁴⁵ 三保忠夫『鷹書の研究(上冊)』(和泉書院、2016年)792～797頁、同『鷹書の研究(下冊)』(和泉書院、2016年)1501～1502頁。

⁴⁶ 『六代治家記録(徹山公)』宝暦7年10月11日条、同安永8年1月15日条、『樂山公治家記録』(宮城県図書館所蔵<KD-209-ラ1>)安政6年12月15日条、同万延元年5月20日条。

⁴⁷ 『仙台藩家臣録』2-170～171頁(石川家)、2-180～181頁(佐藤家)、2-224～225頁(堀家)、『伊達世臣家譜』巻12の石川家(53～55頁)、14の佐藤家(58～59頁)、13の堀家(168～169頁)。

⁴⁸ 以下、前掲拙稿「仙台藩の武士身分に関する基礎的研究」4～7頁。

⁴⁹ 「源貞氏耳袋」刊行会編『源貞氏耳袋』(2007年)9-115～116頁、『藩臣須知(別本)』(『宮城県史32』、1970年)38頁。

⁵⁰ 福田千鶴「参考史料」(『鷹・鷹場・環境研究』創刊号)39～41頁。

⁵¹ 『刑罰記』398頁、『六代治家記録(徹山公)』安永2年8月27日条、『六代治家記録(桂山公)』寛政3年12月10日条。

⁵² 拙稿「武士の嗜み、武士の威儀 その三」(『宮

城教育大学紀要』46、2012年)17頁。

⁵³ 平川新「第一章一節 摺れる藩政」(『仙台市史通史編5』2004年)38～39頁。

⁵⁴ 『肯山公治家記録』貞享元年3月2日・4日・

⁵ 5日条(『伊達治家記録』10-258～260頁)。なお、これらの事件については、『伊達治家記録十』の平重道氏による解説に詳しい(15・22～24頁)。

⁵⁵ 『仙台人名大辞書(限定復刻版)』(宝文堂、1981年)24頁。

⁵⁶ 『肯山公治家記録』元禄7年4月2日条(『伊達治家記録』17-207～208頁)。なお、この改組に伴って「御犬牽共」へ「御暇」が出され、「他国江参候共御当地ニ而成共、何様之所作ヲモ仕、身命相続可仕候」と命ぜられている。彼らが、その後、どのようにして「身命ツナキ候様」になったのかは定かではない。

⁵⁷ 『貞山公治家記録』元和元年5月6日条(『伊達治家記録』3-255～257頁)。

⁵⁸ 『肯山公治家記録』延宝5年5月26日条(『伊達治家記録』7-428頁)。

⁵⁹ 根崎前掲書22～36頁。

⁶⁰ 『岩出山町史文書資料 第4集 岩出山伊達家文書(1)』(2002年)114頁。

⁶¹ 獅山公治家記録』享保元年10月1日条(『仙台市史8<復刻版>』439頁)。

⁶² 『仙台人名大辞書(限定復刻版)』470頁。

⁶³ 前掲『伊達忠宗黒印状』、『享保十年三代勤功書差出申候留』。

⁶⁴ 『仙台藩家臣録』5-223(田代家)。

⁶⁵ 以上、『由緒書』、『書出』(仙台市博物館所蔵『鷹匠佐藤家文書』36)。

⁶⁶ 『享保十年三代勤功書差出申候留』、『伊達世臣家譜』巻14の佐藤家(58～59頁)。

⁶⁷ 豊田寛三氏によれば、岡藩の鷹匠のうち歴代にわたり鷹匠を務めた家は一家(片山家)のみであったという(豊田前掲論文20～22頁)。

⁶⁸ 『由緒書』、『佐藤長左衛門跡式の件』(仙台市博物館所蔵『鷹匠佐藤家文書』43)、平重道・齋藤銳雄編『伊達世臣家譜続編』4(宝文堂、1978年)巻14-2の佐藤家(32～33頁)。ただし、養子として佐藤家に入った愛伸の父(忠次意信)と祖父(此面包信)は、「坊頭見習」になっており、意信の方は鳥屋頭に就任している(平重道・齋藤銳雄編『伊達世臣家譜続編』2<宝文堂、1978年>巻19の佐藤家<46～47頁>、『伊達世臣家譜続編』4巻14-2の佐藤家<32頁>)。

⁶⁹ 『伊達世臣家譜』巻12の石川家(53頁)。

⁷⁰ 以上、『伊達世臣家譜』巻12の石川家(53～55頁)、14の佐藤家(58～59頁)、巻16の半田家(63～64頁)、『伊達世臣家譜続編』4の巻

15-8 の半田家（303～304 頁）、『由緒書』。なお、仙台藩で広まつた流派や鷹書については、三保前掲『鷹書の研究（下冊）』1499～1509 頁に詳しい。

⁷¹ 『仙台藩家臣録』2-170～171 頁（石川家）、『伊達世臣家譜』巻 12 の石川家（53～55 頁）。

⁷² 兼平賢治「公儀御鷹師衆・諸藩鷹師からみる一七世紀の東北」（『東北近世史』39、2015 年）10 頁。

⁷³ 岩淵令治「<史料紹介>元禄五歳江戸一巻覚書」（『鷹・鷹場・環境研究』創刊号）4～8 頁。

⁷⁴ 以上、『三代勤功書』（仙台市博物館所蔵『鷹匠佐藤家文書』39）、『伊達世臣家譜』巻 2 の瀬上家（45～47 頁）。

⁷⁵ 三保前掲『鷹書の研究（下冊）』1508 頁。なお、三保氏は享保 20 年時点での仙台藩主を 6 代宗村としているが、5 代吉村の誤りである。

⁷⁶ 以下、『由緒書』、『書出』、『佐藤長左衛門跡式の件』、『佐藤長左衛門進退願書』（『鷹匠佐藤家文書』44）、『伊達世臣家譜続編』2 の巻 19 の佐藤家（46～47 頁）、『伊達世臣家譜続編』4 の巻 14-2 の佐藤家（32 頁）、『伊達世臣家譜』巻 11 の坂本家（195～196 頁）、13 の小山田家（46 頁）。

⁷⁷ 『仙台人名大辞書（限定復刻版）』によれば、佐沼亘理氏の家臣今野権兵衛の先祖「今野喜平」は、「槍剣の余業に放鷹の術に長じ、藩祖政宗公の寵遇を得た」とい（391 頁）、近世初期の武士と「放鷹の術」との関係を考える上で示唆的である。

⁷⁸ 『肯山公治家記録』元禄 4 年 1 月 22 日条（『伊達治家記録』15-163～164 頁）。

⁷⁹ 家格一族茂庭家の鷹匠たちの事例（『松山町史』1980 年、258 頁）。なお、地元の武士身分については、前掲拙稿「仙台藩の武士身分に関する基礎的研究」を参照のこと。

⁸⁰ 家格一家片倉家の鷹匠たちの事例（『白石市史 I 通史編』1979 年、261 頁）。

⁸¹ 『仙台惣屋敷定』（『仙台市史 8<復刻版>』）405 頁。

⁸² 『仙台市史 1<復刻版>』（萬葉堂、1974 年）171～173 頁、高倉淳「①奥州仙台城絵図」（高倉淳ほか編『絵図・地図で見る仙台』今野印刷、1994 年）5 頁。

⁸³ 『高野家記録』寛保 2 年 11 月 21 日条（宮城教育大学附属図書館所蔵<和書 189>）。

⁸⁴ 以上、『仙台人名大辞書』393・470 頁。

⁸⁵ 『伊達世臣家譜』巻 16 の半田家（63～64 頁）。

のみなさまにご高配を賜りました。ここに謝意を表します。

〔謝辞〕本研究は JSPS 科研費 JP16H01946, JP25770228 の研究助成を受けたものです。

[付記] 史料の閲覧・撮影に関して仙台市博物館

表1 「御鷹師衆」の知行高・由緒

| ID | 書上年月日 | 知行高 | 書上者 | 先祖名 | 先祖由緒 | 召抱時期 |
|----|----------|------------------|-----------------|--------------------|-----------------|--------------|
| 1 | 延宝7.3.26 | 22貫902文 | 金森三丞 | 先祖 | 葛西譜代 | 政宗期 |
| 2 | 延宝5.4.26 | 13貫400文 | 蓬田九右衛門 | 先祖 | 伊達譜代 | 不明 |
| 3 | 延宝5.4.4 | 12貫500文 | 半沢金右衛門 | 高祖父半沢河内・其子平六・其子雅楽丞 | 伊達譜代 | 不明 |
| 4 | 延宝5.4.27 | 12貫文 | 荒井善九郎 | 先祖 | 伊達譜代 | 不明 |
| 5 | 延宝5.4.21 | 11貫355文 | 半田次郎左衛門 | 高祖父松岡美濃介 | 伊達譜代 | 不明 |
| 6 | 延宝5.3.27 | 10貫文 | 山田善左衛門 | 祖父山田善左衛門 | 新規召抱 | 政宗期 |
| 7 | 延宝5.4.26 | 10貫文 | 佐藤木左衛門 | 養祖父佐藤甚丞 | 伊達家臣力 | 忠宗期(養祖父から分知) |
| 8 | 延宝5.4.26 | 10貫文 | 木村助之丞 | 祖父木村上野 | 深谷譜代(長江月鑑一門) | 政宗期 |
| 9 | 延宝5.3.11 | 10貫文 | 和田久兵衛 | 舅和田久兵衛 | 伊勢浪人 | 政宗期 |
| 10 | 延宝5.3.23 | 9貫900文 | 尾崎内蔵助 | 祖父尾崎三河 | 岩城浪人 | 政宗期 |
| 11 | 延宝5.4.2 | 8貫202文 | 仏坂加賀 | 祖父仏坂兵庫 | 葛西家臣 | 政宗期 |
| 12 | 延宝5.4.26 | 7貫452文・4人扶持 | 庄子五郎助(黒沢次郎吉の番代) | 祖父黒沢筑後弟金六 | 会津家臣(筑後が会津盛氏家臣) | 政宗期 |
| 13 | 延宝5.3.22 | 7貫文 | 本郷甚内 | 祖父本郷次右衛門 | 国分浪人 | 政宗期 |
| 14 | 延宝5.4.23 | 5貫600文 | 佐藤兵助 | 祖父佐藤文助二男金右衛門 | 新規召抱 | 政宗期 |
| 15 | 延宝5.3.26 | 5貫文 | 佐藤亦八 | 親佐藤長兵衛 | 新規召抱 | 政宗期 |
| 16 | 延宝5.3.14 | 4貫311文・2両4人扶持 | 遠藤勘之助 | 親遠藤勘助 | 新規召抱 | 政宗期 |
| 17 | 延宝5.4.4 | 4貫85文 | 鹿又忠左衛門 | 祖父鹿又九藏 | 新規召抱 | 政宗期 |
| 18 | 延宝5.3.23 | 3貫809文 | 金成彦兵衛 | 祖父金成隼人 | 最上義光家臣 | 政宗期 |
| 19 | 延宝5.4.11 | 3貫600文 | 富沢平八 | 曾祖父富沢出雲 | 最上浪人 | 政宗期 |
| 20 | 延宝5.3.15 | 3貫417文・3両4人扶持 | 凌勘右衛門 | 親凌勘右衛門 | 新規召抱 | 政宗期 |
| 21 | 延宝5.4.24 | 3貫300文・4人扶持 | 田代善八 | 祖父田代彦作 | 国分譜代 | 政宗期 |
| 22 | 延宝5.4.28 | 3貫文・3両4人扶持 | 金成善右衛門 | 親金成善右衛門 | 最上浪人 | 政宗期 |
| 23 | 延宝5.4.26 | 2貫896文・4人扶持 | 金子久左衛門 | 親金子久左衛門 | 越後譜代 | 政宗期 |
| 24 | 延宝8.3.13 | 2貫417文・4人扶持 | 栗野猪之助 | 祖父栗野惣兵衛 | 大崎譜代 | 政宗期 |
| 25 | 延宝5.4.3 | 2貫104文・3両4人扶持 | 堀甚七 | 親堀甚左衛門 | 新規召抱 | 政宗期 |
| 26 | 延宝5.4.8 | 1貫745文・5切銀4匁4人扶持 | 秋保甚兵衛 | 曾祖父秋保掃部 | 新規召抱 | 政宗期 |
| 27 | 延宝7.3.5 | 1貫640文・4人扶持 | 佐藤新八 | 祖父佐藤茂右衛門 | 新規召抱 | 政宗期 |
| 28 | 延宝7.9.14 | 1貫254文 | 小沢八兵衛 | 曾祖父小沢筑後 | 田村清顕家臣 | 政宗期 |
| 29 | 元禄4.3.29 | 5貫文 | 氏家源左衛門 | 祖父氏家蔵人 | 大崎浪人 | 政宗期 |
| 30 | 元禄4.3.28 | 5貫文 | 清野金内 | 父清野弥助 | 新規召抱 | 忠宗期 |
| 31 | 元禄4.3.25 | 5貫文 | 三浦久内 | 父三浦又右衛門 | 新規召抱 | 政宗期 |
| 32 | 元禄4.3.28 | 5貫文 | 清野平左衛門 | 養父清野筑後 | 伊達家臣(藩祖政宗家臣) | 不明 |
| 33 | 元禄4.3.25 | 5貫文 | 遠藤安左衛門 | 養父遠藤次助 | 新規召抱 | 政宗期 |
| 34 | 元禄4.3.28 | 5貫文 | 江口九助 | 祖父江口藤右衛門 | 最上浪人 | 政宗期 |
| 35 | 元禄4.3.28 | 1貫400文・1両4人扶持 | 佐藤甚左衛門 | 父佐藤作之丞 | 伊達浪人 | 政宗期 |

※『仙台藩家臣録(五)』205~229頁、『元禄補遺仙台藩家臣録』199~205頁より作成。

表2 家臣団の構成

| 年 階層等 | 平士以上 | 組士層 | 凡下御扶持人層 | 家臣 総数 | 士分 [平士以上+組士層] | 士分 の割合 |
|-------------------|------------------|-------------------------------------------------|------------------|----------|------------------|-----------|
| 寛文10年（1670） | 2,742 (30.1%) | 1,379 (15.1%) →鷹匠組は240人、内17人が知行取で100石以上8人 | 4,995 (54.8%) | 9,116 | 4,121 | 45.2% |
| 元禄12年（1699） | | 【近習鉄砲組】 3組231人（内、大組頭3人、組頭15人） | | | | |
| 宝暦-明和年間（1751-72）頃 | 3,590 (35.2%) | 1,083 (10.6%) →鷹匠組は159人 | 5,530 (54.2%) | 10,202 | 4,673 | 45.8% |
| 寛政10年（1798） | 3,458 (34.3%) | 995 (9.9%) →鷹匠組は164人、内100石以上2人 | 5,616 (55.8%) | 10,069 | 4,453 | 44.2% |
| 文化10年（1813） | 3,400 (35.6%) | 912 (9.5%) | 5,250 (54.9%) | 9,562 | 4,312 | 45.1% |
| 幕末 | 3,549 (35.9%) | 860 (8.7%) →文久年間（1861-64）の鷹匠組は 114人 | 5,469 (55.4%) | 9,878 | 4,409 | 44.6% |
| 明治2年（1869） | 3,520 (48.4%) | 743 (10.2%) | 3,010 (41.4%) | 7,273 | 4,263 | 58.6% |

※『寛文十年侍帳』・『寛文十年御切米御扶持方牒』（仙台市博物館所蔵〈伊達家寄贈文化財 古記録49〉）、『肯山公治家記録』元禄12年11月29日条（『伊達家記録21』宝文堂、1981年、331～332頁）、『宝暦五年七月迄御知行御藏米御切米御扶持方並人数調』（宮城県図書館所蔵〈KM318.1/ホ1〉）、『奥陽名数』（『宮城県史復刻版31』ぎょうせい、1987年）98頁、『惣家中分限並役附帳』（東北大学附属図書館所蔵〈本館己A・3・196〉）、「源貞氏耳袋」刊行会編『源貞氏耳袋』二巻（2008年）154頁、『旧仙台藩治概要』（近世村落研究会編『仙台藩農政の研究』〈日本学術振興会、1958年〉所収）230頁、『仙台人名大辞書〈復刻版〉』（宝文堂、1981年）43頁、「第一編秩禄処分沿革概要」（『明治前期財政経済史料集成第八卷』明治文献資料刊行会、1963年）367～368頁より作成。なお、寛文10年の時点では家格や役職序列が明確になっていないところがあるため、当該時期の実態とは若干の数値の異同があるものと思われる。また、各欄の括弧内の数字は全体に占める割合を示す。